

情個審答申第 1 号

平成 30 年 5 月 8 日

答申書

寝屋川市教育委員会 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金 谷 重 樹

平成 29 年 9 月 15 日付け「学総第 1388 号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市教育委員会が、審査請求人に対し、平成 28 年 5 月 6 日付け「社文ス第 262 号」でした処分のうち、

ア 文書 18 の上段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-11 の欄（（4）及び（5）を除く）

イ 文書 18 の下段、比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-3、A-6 及び A-11 の欄以外の欄

ウ 文書別 2～別 6 の 3、4

を不開示とした部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「地域交流センター指定管理者選定に係る文書（議事録、採点表、応募団体名を含む。）」の開示を請求したところ（以下「本件開示請求」という。）、教育委員会がその一部について開示を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち

ア 文書番号 18 の上段、比較表のうち、指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録した様式 A-11 の欄（（4）及び（5）を除く）

イ 文書番号 18 の下段、比較表のうち、指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録した様式 A-3、A-6 及び A-11 の欄以外の欄

ウ 文書番号「別2～別6」の各3及び4

を開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 前提事実等

- (1) 文書番号 18 の上段、比較表の A-11 は（1）、（2）、（4）及び（5）で構成されており（3）は存在しない。

また、教育委員会は、文書番号 18 の上段、比較表の A-11 の（1）に記録されているところの指定されなかった各応募事業者に係る情報については、平成 28 年 12 月 5 日付け「社文ス第 1613 号」で本件処分を取り消した。

- (2) 文書番号 18 の下段、比較表のうち、指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録した様式 A-3、A-6 及び A-11 の欄以外の欄とは、同比較表の欄のうち指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録した A-8、A-9 及び B-1 の部分に記録されている情報である。

- (3) 文書番号「別2～別6」の各3及び4とは、指定されなかった各応募事業者が応募に際して教育委員会に提出した文書に記録されている情報であり、そのうち3は各応募事業者の事業報告、決算報告、事業計画及び平成 28 年度予算、4は各

応募事業者が指定応募様式の様式A－7から同 12 及びB－1からB－2－5の各様式に記録しているもの並びに各応募事業者それぞれ任意の様式で、任意に教育委員会に提供した情報である。

教育委員会は、これらの情報のうち文書番号「別2～別6」の各4のB－1からB－2－5の各指定応募様式に記録しているもの及び各応募事業者がそれぞれ任意の様式で、任意に教育委員会に提供した情報の部分については、本件開示請求に対して開示又は不開示の決定をしていない。

また、教育委員会は、「別2～別6」の様式A－11に記録されている情報のうち収支予算書については、積算根拠を除き、平成28年12月5日付け「社文ス第1613号」で本件処分を取り消した。

- (4) 条例はその第6条第1項柱書で「実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定し、第1号柱書本文で「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別されうるもの。」と定めるとともに、第2号柱書本文は「法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。」と定め、アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

- (1) 文書番号18の上段、比較表のうち、指定されなかった各応募事業者に係る情報を記録したA－11の（1）及び（2）の部分を開示としたことに違法又は不当があるかどうか。（なお、第2の2の前提事実等で述べたとおり（3）の部分は存在しない。）

(2) 文書番号 18 の下段、比較表のうち、選定されなかった各応募事業者に係る情報を記録した A-8、A-9 及び B-1 の部分を不開示としたことに違法又は不当があるかどうか。

(3) 文書番号「別 2～別 6」の各 3 及び 4 の部分（各 4 の B-1 から B-2-5 の各指定応募様式に記録している情報及び各応募事業者それぞれ任意の様式で、任意に教育委員会に提供した情報の部分を除く。）を不開示としたことに違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

（審査請求人）

A-11 に記録されている情報のうち条例が不開示情報として定めるものは（2）に記録されているもののみであるから、（1）に記録されているものを個人情報であることを理由に開示しないことは違法である。

（教育委員会）

A-11 の（1）及び（2）の部分には条例第 6 条第 1 項第 1 号柱書本文が不開示情報として定める個人情報が記録されているため不開示としたものであり、したがって当該部分を不開示としたことに違法又は不当はない。

(2) 争点(2)について

（審査請求人）

これらと同種の情報は、審査請求人が平成 22 年に行った開示請求に対し、すべて開示されているが（平成 23 年 1 月 21 日付 社文ス第 1334 号）、これらの情報は当時もやはりいわゆる法人情報であり、条例第 6 条第 1 項 2 号アに該当したと考えられる。

しかるに今回の不開示理由を見ると、条例の文言をそのまま書き写したものであって、なぜ今回俄に不開示とするにいたったかは理解できない。前回開示されたのは、開示しても「当該法人の正当な権利を損なうおそれはない」と判断したからだと推測されるが、それと同種の文書を実施機関は今回なぜ「開示すると当該法人の

権利を損なう」と判断したのか客観的かつ明確な理由が示されないままになされた処分は、理由不備であり違法である。

また、応募事業者は、応募した以上、これらの情報が開示されることを了解しているはずである

(教育委員会)

A－8、A－9及びB－1の部分には指定されなかった各応募事業者による具体的な提案内容が記録されており、これらの情報は本件施設の指定管理者として当該事業者が当該施設を運営しようとする上で個別具体性があり、実務的かつ専門的な内容である。

したがって、これらの情報は開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある営業上の秘密であり、条例第6条第1項第2号アが定める不開示情報に当たる。したがって当該情報を不開示としたことに違法又は不当はない。

また、審査請求人が平成22年に行った開示請求に対しては同種の情報を開示し、他方、今回は開示しないこととした理由は、教育委員会からの照会に対し、各応募事業者が、平成22年の開示請求に対しては営業上の秘密に該当しないと回答したのに対して、今回は開示を望まない旨の申し出があったからである。

(3) 争点(3)について

(審査請求人)

これらと同種の情報は、審査請求人が平成22年に行った開示請求に対し、すべて開示されているが(平成23年1月21日付 社文ス第1334号)、これらの情報は当時もやはりいわゆる法人情報であり、条例第6条第1項2号アに該当したと考えられる。

しかるに今回の不開示理由を見ると、条例の文言をそのまま書き写したものであって、なぜ今回俄に不開示とするにいたったかは理解できない。前回開示されたのは、開示しても「当該法人の正当な権利を損なうおそれはない」と判断したからだと推測されるが、それと同種の文書を実施機関は今回なぜ「開示すると当該法人の

権利を損なう」と判断したのか客観的かつ明確な理由が示されないままになされた処分は、理由不備であり違法である。

また、応募事業者は、応募した以上、これらの情報が開示されることを了解しているはずである。

(教育委員会)

文書番号「別2～別6」の各3及び4の部分には指定されなかった事業者による具体的な提案内容が記載されているが、これらの情報は当該事業者が一般には公表していない「事業報告書、決算報告、事業計画及び今年度予算」という法人の内部管理に属するものであり、営業上の秘密に関するものであるから、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アが定める不開示情報に当たる。したがって当該情報を不開示としたことに違法又は不当はない。

また、審査請求人が平成22年に行った開示請求に対しては同種の情報を開示し、他方、今回は開示しないこととした理由は、教育委員会からの照会に対し、各応募事業者が、平成22年の開示請求に対しては営業上の秘密に該当しないと回答したのに対して、今回は開示を望まない旨の申し出があったからである。

第4 当審査会の判断

1 争点1について

まず、A-11は(1)、(2)、(4)及び(5)で構成されており(3)は存在しない。

また、そのうち(4)及び(5)については本件処分によって開示されている。

そして、教育委員会は、平成28年12月5日付け「社文ス第1613号」で、本件処分のうち、(1)を不開示とした部分を取り消しているから、本件処分のうち(1)を不開示とした部分の取消しを求める審査請求人の審査請求の利益は消滅している。

さらに、審査請求人は、(2)の部分に記録されている情報について、それを条例が不開示情報として定める個人情報であることを認めている。(審査請求書の理由1の3行目から4行目)

そうすると、本件処分のうちA-11につき、その（１）及び（２）を不開示とした部分の取消しを求める審査請求人の主張は採用することができない。

2 争点2及び同3について

①まず、教育委員会は、本件処分のうち文書番号各「別2から同6」に記録されている情報のうち収支予算書を不開示とした部分については、積算根拠を不開示とした部分を除き、平成28年12月5日付け「社文ス第1613号」で本件処分を取り消しているから、積算根拠を除き、収支予算書を不開示とした部分の取消しを求める審査請求人の審査請求の利益は消滅している。

そこで、以下、文書番号「別2から同6」に記録されている情報のうち収支予算書を不開示とした部分については、積算根拠を不開示とした点について判断する。

積算根拠は収支予算書に記された収入金額及び支出金額につき、各内訳ごとに、その具体的な算出根拠を示したものであるところ、これら算出根拠は各応募事業者がそれぞれ独自に有する営業上の経験、知識、技術、秘訣等のいわゆるノウハウに基づいたものであるから、これらを開示すると当該法人等又は当該事業を営む個人のノウハウが公となり、それらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アの定める不開示情報に該当すると解するのが相当である。

そうすると積算根拠を不開示とした本件処分に違法又は不当はない。

②次に、審査請求人が文書番号18の下段、比較表のうち、選定されなかった各応募事業者に係る情報を記録したA-8、A-9及びB-1の部分を開示としたこと並びに文書番号「別2～別6」の各3及び4の部分を開示としたことにそれぞれ違法又は不当があるとする論旨は、いずれも、教育委員会が審査請求人の平成22年に行った同種の情報に係る開示請求に対しては開示する一方、本件処分は不開示として、それぞれ異なる取扱いをしているが、その異なる取扱いをしたことの合理的理由が示されていないとするものである。

しかしながら、開示請求に係る情報が条例の定める不開示情報に該当するかどうかは、条例の規定に従って判断されるべきであって、本件開示請求に係る情報と同

種の情報が、本件開示請求とは異なる開示請求に対して開示されたかどうかによって判断されるものではない。

また、開示請求に係る法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が不開示情報に該当するかどうかは、当該法人又は個人の判断若しくは開示に対する同意の有無によって決せられるものではなく、条例の定める実施機関が条例の定めに従って自ら判断すべきものである。

③そこで、教育委員会が本件処分で不開示としたところの選定されなかった各応募事業者に係る文書番号A－8、A－9及びB－1並びに文書番号「別2～別6」の各3及び4に記録されている情報（以下「本件情報」という。）について検討する。

本件情報は、指定されなかった各応募事業者による地域交流センターの管理に係る具体的な提案内容であるところ、これらは各応募事業者が他の応募事業者に比して自己が指定管理者として優れていることを主張する内容であることから、当然、管理に関する多くのノウハウが記録されている。

また、今日、多くの地方公共団体が指定管理者制度を導入する一方、事業者においても公の施設を指定管理者として管理することを新規事業の一環として展開している現状に鑑みれば、指定管理者に応募する事業者にとって他の応募事業者の有する管理上のノウハウは最も入手したい情報のひとつである。

そうすると、本件情報は開示することにより指定されなかった応募事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第2号アの定める不開示情報に該当すると解するのが相当である。

そうすると本件情報を不開示とした本件処分に違法又は不当はない。

④なお、審査請求人は、応募事業者は、応募した以上、積算根拠及び本件情報が開示されることを了解しているはずであると主張するが、そのように解すべき根拠は見当たらない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、上記第2の2（前提事実等）の（3）で述べたとおり、教育委員会は本件開示請求に係る情報のうち文書番号「別2～別6」の各4のB－1からB－2－5の

各指定応募様式に記録しているもの及び各応募事業者がそれぞれ任意の様式で、任意に教育委員会に提供した情報については開示又は不開示の決定をしていないから、速やかに開示又は不開示の決定をすべきである。